

令和6年度青森港クルーズ船支援助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、青森港へのクルーズ船の寄港を促進するため、青森港に寄港したクルーズ船が青森県港湾管理条例第13条別表第1の11の項に掲げる青森港の船舶給水施設（以下「船舶給水施設」という。）を使用し、青森市の「おいしい水道水」を補給した場合に、青森港国際化推進協議会（以下「協議会」という。）が、船会社又はその代理者である船舶代理店（以下「船会社等」という。）に対して、当該年度の予算の範囲内において青森港クルーズ船支援助成金（以下「助成金」という。）を交付し、もって青森港の活性化に寄与することを目的とする。

(助成対象経費等)

第2条 日本籍船が、前条に掲げる船舶給水施設を利用した場合、船会社等が船舶給水施設使用料として納入した金額2分の1又は60,000円のいずれか低い額を助成する。ただし、助成対象船舶等が市民見学会等の公益事業を行う場合、船舶給水施設の使用料として納入した金額の全額又は120,000円のいずれか低い額を助成する。

(助成金の交付の申請)

第3条 前条に規定する助成金を受けようとする船会社等は、助成金交付申請書（様式第1号）に、実績報告書（様式第2号）、支出を証明する明細書の写し、その他協議会会長が必要と認める書類を添付し、船舶給水施設を利用した日から30日以内に申請しなければならない。

(助成金の交付決定及び額の確定)

第4条 前条の申請があったときは、助成金の交付の可否及び交付すべき助成金の額を確定し、船会社等へ通知するものとする。

(助成金の請求)

第5条 助成金を請求しようとする船会社等は、前条の通知を受けた後において、助成金交付請求書（様式第3号）を協議会に提出しなければならない。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和6年4月22日より適用する。

青森港クルーズ船支援助成金交付申請書

申請年月日 年 月 日

青森港国際化推進協議会 会長 様

住 所

申請者

氏 名 ⑩

クルーズ船寄港の際、青森港の船舶給水施設を使用したので、「令和6年度青森港クルーズ船支援助成金交付要綱」に基づき、同助成金の交付を申請します。

1. 船名及び総トン数	船名 総トン数
2. 船会社	
3. クルーズ名 (または入港目的)	
4. 申請者連絡先および 担当者氏名	電話番号 担当者氏名
5. 備考	
6. 添付書類	①実績報告書（様式第2号）②支出を証明する明細書の写し ③その他、青森港国際化推進協議会会長が必要と認める書類

実 績 報 告 書

船舶給水施設使用料助成	1. 給水施設使用年月日		
	2. 使用岸壁		
	3. 使用実績	①使用量	立方メートル
		②使用料	円
	4. 公益事業実施の有無	①有	②無
	5. 公益事業の内容		
6. 備考			

令和 年 月 日

青森港国際化推進協議会 会長 様

申請者 住 所

氏 名

印

助成金交付請求書

令和 年 月 日付けで通知のあった、青森港クルーズ船
支援助成金を下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 _____ 円

(振込先) 金融機関名・支店名 _____
口座種別・口座番号 _____
口座名義人 _____